

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格、低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の低下を招くという問題が生じている。

さらに、労働基準法や最低賃金法等の遵守について、発注者には関与しにくい構造となっており、受注業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げ解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。

よって政府においては、以上のことを踏まえた上で、下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、並びに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
- 2 公契約に関する基本法を制定する際には、厚生労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2009年（平成21年）3月31日

高砂市議会